

令和6年度被災者の参画による心の復興事業費補助金への応募に係る質問回答

令和6年4月10日

No.	区分	質問内容	回答内容	受付日
1	対象経費	前金払いについて、「交付決定金額の9割以内」と定められているが、詳細な要件を教えてください。	前金払は、「金額の確定した」債務について、補助対象事業者の義務履行前又は給付すべき時期の到来前にその全部又は一部を支出するものである。 よって、県で金額に誤りがないか、確認を行う必要があるため、各種経費の支出証拠書類が整ってから請求を行うこと。	R6. 4. 9